

4 発注者が第二項の遅滞にあるときは、受注者は、この契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合において、受注者が自己のものと同一の注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び受注者が管理のために特に要した費用は、発注者の負担とする。

5 発注者の遅滞の後、この契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は発注者の負担とする。

6 受注者が履行の遅滞にあるときは、この契約の目的物に生じた損害は受注者の負担とし、不可抗力の理由によってその責めを免れることはできない。

第二十四条（発注者の中止権及び解除権） 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除することができる。この場合、発注者は、これによつて生じる受注者の損害を賠償する。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、書面をもって受注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除することができる。この場合において、第一号から第五号まで及び第七号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に損害の賠償を請求することができる。

- 一 受注者が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 工事が正当な理由なく工程表により著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、受注者が工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 三 受注者が第三条又は第十条第一項の規定に違反したとき。
- 四 前二号のはか、受注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 受注者が建設業の許可を取り消されたとき又はその許可が効力を失ったとき。
- 六 資金不足による手形又は小切手の不渡りを出す等受注者が支払いを停止する等により、受注者が工事を続行できないおそれがあると認められるとき。
- 七 受注者が次条第二項各号のいずれかに規定する理由がないにもかかわらず、この契約の解除を申し出たとき。

3 発注者は、書面をもつて受注者に通知して、前二項で中止された工事を再開させることができる。

4 第一項により中止された工事が再開された場合、受注者は、発注者に對して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。

5 第一項から第三項までに規定するいずれかの手続がとられた場合、発注者は書面をもつて監理者に通知し、前項の請求が行われた場合、受注者は書面をもつて監理者に通知する。

6 この契約を解除したとき工事の出来形部分は発注者の所有とし、発注者、受注者及び監理者が協議の上清算する。このとき前払金額に残額のあるときは、受注者はその残額について前払金額受領の日から利子を付けてこれを発注者に返す。

第二十五条（受注者の解除権等） 発注者が前払金、部分払の支払いを遅滞し、相当の期間を定めて催告しても、なお支払いをしないとき、受注者は工事を中止することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者はこの契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰すことができない工事の遅延又は中止期間が工期の三分の一以上、又は二ヶ月に達したとき。
- 二 発注者が工事を著しく減少したため、請負代金が三分の二以上減少したとき。
- 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行ができなくなつたと認められるとき。
- 四 発注者が請負代金の支払い能力をなくと認められるとき。

3 前二項の場合においては、受注者は発注者に損害の賠償を求めることができる。

4 第二項による契約解除については、第六条の規定を準用する。ただし、利子については、この限りでない。

第二十六条（紛争の解決） この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、契約書記載の調停人にその解決を依頼するか、又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によってその解決を図る。この場合において、審査会の管轄について発注者と受注者との間で特別の合意がないときは、同法第二十五条の第九項又は第二項に定めた審査会を管轄審査会とする。

2 発注者は又は受注者が前項により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、又は審査会があっせん若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて審査会の仲裁に付することができる。

3 発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第一項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。

4 前項の規定により調停人の立会いのもので行われた協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第一項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第二十七条（情報通信の技術を利用する方法） この約款において書面により行わなければならぬこととされている通知、承諾、解除等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準するものでなければならない。

第二十八条（補則） この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者及び監理者が協議して定める。

以上この契約の証として本書一通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

年	月	日
発注者 住 所		
氏 名		
受注者 住 所		
株式会社トータルホームプラン		
氏 名 代表取締役 伊辺秀吉		

私 / 当社 は、発注者 / 受注者の保証人として、この契約の下での発注者 / 受注者の義務の履行を保証します。
(それぞれいずれか該当しない方を二重線で抹消して、その部分に押印してください)

保証人 住 所
氏 名

上記工事に關し、発注者との間の契約に基いて発注者から監理業務（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第七項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。）を委託されていることを証するためここに記名押印する。

監理者 住 所

収入
印紙

工事請負契約書

発注者

株式会社トータルホームプラン

発注者/受注者 保証人

(保証人をおく場合に限り記載してください。「発注者/受注者」のうち、いづれか該当しない方を二重線で抹消して、その部分に押印してください。)

監理者

(監理者をおく場合に限り記載してください。)

この契約書（約款含む）と添付の図面一枚、仕様書一冊とによって工事請負契約を締結します。

1. 工事

2. 工事場所

3. 工期 着手 年 月 日 又は工事許・認可の日から 日以内

完 成 年 月 日 又は工事着手の日から 日以内

引 渡 年 月 日

4. 請負代金額 金 円

うち工事価格 金 円

(取引に係る消費税額を除く額)

取引に係る消費税額 金 円

5. 支払方法 この契約成立のとき 金 円 又は 割

部 分 払 第1回 金 円 又は 割

第2回 金 円 又は 割

完成引渡しのとき 金 円 又は 割

6. 調停人

(調停人を定めた場合に記載してください。)

7. 現地担保責任の履行に関する措置

(「特定住宅瑕疵保証責任の履行の確保に関する法律」の適用の有無および措置の内容に従い、下欄の該当箇所を○で囲み、注の指示に従ってください。)

(注) 「□」を選択した場合には、「現地を調停する手続を(1)から(4)に別途規定する方法(1)から(4)に別途規定する方法のいずれかに該当する場合は、(1)の調停手続と(2)の現地保証契約書と一体化して取り扱い、割り印を押して、注文書に交付してください。」

(イ) 有 (a) 供託 (b) 責任保険 (ロ) 無

8. 「特定商取引に関する法律」の適用の有無

(「特定商取引に関する法律」の適用の有無および措置の内容に従い、下欄の該当箇所を○で囲み、注の指示に従ってください。)

(注) 「□」を選択した場合には、「特定商取引のクーリング-off法(1)から(4)に別途規定する方法(1)から(4)に別途規定する方法のいずれかに該当する場合は、(1)の調停手続と(2)の現地保証契約書と一体化して取り扱い、割り印を押して、注文書に交付してください。」

(イ) 有 (ロ) 無

9. その他

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材料作業代金等に係る料金(法律第14条第1項第1号)第1項第1号に規定する対象的工事の場合は、(1)調停手續に要する費用、(2)賃貸料化に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)賃貸料化